

平成30年7月19日

文部科学省
林 芳正 文部科学大臣 殿

一般社団法人日本自閉症協会
会長 市川 宏伸

平成31年度

特別支援教育関係予算等に関する要望

支援を受けるだけでは障害のある人や家族が真に幸せになるわけではなく、自閉症スペクトラム（以下 ASD と表示）の人と家族の生きる権利と社会参加の権利が保障され、障害があってもその特性を活かして主体的に社会参加することが重要と考えます。ASD のある全ての児童・生徒が自立と社会参加に向けた教育を受けられるよう、また、全ての教職員が共通した認識をもって支援教育に取り組んでいただけるよう平成31年度予算要望事項について弊協会から重点事項として以下3点について要望いたします。

1. 「合理的配慮」に基づいた教育環境の整備について
2. 支援体制の強化について
3. 各地域における支援の充実について

1. 「合理的配慮」に基づいた教育環境の整備について

○入学試験での合理的配慮についての理解啓発、整備をお願いします。

学校生活や受験の際に求めることのできる合理的配慮の考え方と事例について、学校はもちろん、一般の保護者にも理解啓発をお願いします。当該児童生徒だけではなく、広く一般の社会常識になっていくことで誰もが多様な学びのスタイルを知り、一人ひとりの子どもが自分に合った学びの方法で意欲をもって学習に臨める環境整備を望みます。

○自閉症・情緒障害特別支援学級の区市町村での設置を促してください。

在籍校における特別支援教室での教育が充実してきたところですが、自閉症スペクトラムのある児童生徒の中には、感覚過敏等により通常学級での学習が困難な子どももいます。障害特性に応じた学びの場として自閉症・情緒障害特別支援学級のニーズは少なからずありますので、区市町村での設置を促す支援を引き続きお願いします。

○学校生活が起因となる行動障害や不登校を生まないための研究と実践的な取り組みを実施してください。

自閉症をふくむ発達障害生徒の場合、学校での、集団への順応、登校の強要などの「熱心」な指導や、あるいは、いじめの標的になることで、当該生徒が過度なストレスに晒され、行動障害の発現や登校拒否、引きこもり、絶望感、精神的後退現象、他人への恐怖心に至るケースがよく見られ

ます。このような状態に陥ると回復がなかなか難しく、成人後も長くトラウマとなり、家庭生活および地域生活に深刻な影響が出ます。このような学校生活が時にもたらす負の側面を念頭に置きつつ、教育機会の提供、社会適応指導のためには、個々の生徒の特性と自閉症を含む発達障害の深い理解が不可欠です。学校生活が起因となる行動障害や不登校を生まないための実践的研究をお願いします。

○「本人が人や場面に応じた支援を要請する発信力」を強化するカリキュラムを取り入れてください。

学校卒業後も合理的配慮を得ることが出来るよう、在学時のカリキュラムに「本人が人や場面に応じた支援を要請する発信力」を強化するカリキュラムを取り入れてください。個々のレベルに応じた自発的なコミュニケーション能力は生きていくうえでとても大切なものです。

○性教育について積極的な対応を望みます。

障害のある生徒の一般就労や社会参画を目標に掲げるのであれば、社会に出て被害者にも加害者にもならないための、性についての指導が不可欠ではないでしょうか。単親家庭も増えており、保護者も性についての指導の必要性を切実に感じています。積極的な対応と、かつ適切な内容を望みます。

○吃音の中高生が卒業して社会人になる場合、必要な対象者個々人に、障害者として利用できる支援制度を、親御さんを含めて正しく伝えてください。

2. 支援体制の強化について

○ASDの特徴や支援の仕方について個々に異なる合理的配慮をイメージできる実践的な研修を行なってください。

ASDの特徴や支援の仕方について多くの教職員に理解していただくための研修が総合教育センターや特別支援学校で実施されていますが、専門的スキルのない指導が学校現場で未だに行われていることも事実です。個々に異なる合理的配慮をイメージできる実践的な研修を行なってください。

○支援学級の生徒の定員の検討と支援員の配置について見直してください。

地域の特別支援学級に在籍する児童・生徒が増え、子どもの障害も多岐にわたり従来の教員の定数では十分な個別支援が出来なくなっています。一律に定数を決めるだけでなく、非常勤の教職員を派遣するシステムを作る等クラスの実情を考慮した教員の配置ができる制度を整えてください。

クラスの生徒数が6人を超える場合は、クラスを分けるか加配の教員を置くことを原則としてください。

3. 各地域における支援の充実について

児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援が受けられるよう、各地方自治体における状況を把握し、推進いただけるようお願いします。

○教員の資質向上とチームでの支援体制の確保をお願いします。

利用希望児童生徒の激増により担当教員の育成が急務と思われませんが、誤った指導にならないよ

う資質の向上にも努めてください。巡回指導は1対1での指導になることもあり、指導に問題があっても外から見えにくいという問題点があると思われます。担当教員が一人で抱え込まないよう、保護者を含めたチームでの情報共有の仕組みを徹底してください。

○どの高校へ進学しても、支援を必要とする生徒が指導を受けられるよう随時指導体制を整えられるようにしてください。

高等学校における通級による指導が導入されますが、どの高校へ進学しても、支援を必要とする生徒が指導を受けられるよう随時指導体制を整えられるようにしてください。

○インクルーシブ教育推進校には学区が定められています。本人が希望した学校を受験できるように学区を外してください。

○進路相談を担う中学校の教員がインクルーシブ教育推進校やクリエイティブスクールの情報を知らずに対応することのないよう徹底した周知をお願いします。

○特別支援学校高等部と同様に、卒業後の就労を含めた進路相談や卒業後のフォローをお願いします。

○個別の教育支援計画の作成と引継ぎの徹底をお願いします。

特別支援教室利用児童にも個別指導計画が作成されていますが、指導計画は、学校での直近の課題や集団適応を目標としたものです。「自閉症スペクトラム」はその人の特性として一生あるもので、一時的に課題が解決して適応しているように見えたとしても、環境が変わるとまた課題が出てくることもあり、個別の教育支援計画で本人の特性や長期的な支援内容を可視化することがとても大切です。特別支援教室利用児童生徒の個別の教育支援計画の作成をお願いします。また、短期間で入退級する児童生徒が増え、個別の教育支援計画、個別指導計画がうまく引き継がれない可能性がありますので、これについても指導の徹底をお願いします。

○学校が医療や福祉の現場と連携して、個々のニーズに合った相談への対応や情報提供できる体制を作ってください。

ASDの児童・生徒の家族の中には福祉制度についての情報を得にくい状況にいたり、障害を認知・受容できない方もいて、本人が非常に困難な状態に置かれていることも稀ではありません。障害や福祉に関する知識を持つ医療や福祉の現場と学校が連携して、個々のニーズに合った相談への対応や情報提供できる体制を作ってください。

【ニーズに応じた通学方法の選択について】

○生徒や家族にとって「通学」そのものが高いハードルにならないよう、またスクールバスを配備する上で障害の種類で括って優先順位を決めることのないよう要望いたします。

・知的障害教育部門高等部の生徒は、自立と社会参加という目的の下にスクールバスが原則利用できなくなっています。しかし、公共の場の不特定多数の刺激に耐えられない生徒や住環境などにより公共交通機関の利用が難しい生徒もいます。全ての生徒や家族にとって「通学」そのものが高いハードルであってはならないと思います。スクールバスを配備する上で障がいの種類で括って優先順位を決めることは差別に当たります。

・重度の知的障害や行動障害を伴う支援が必要な生徒は、一人通学が困難なために、保護者が毎日送迎をする負担が生じています。送迎の負担はかなり大きく、就労をあきらめたり、保護者が病気の時でも無理をして送迎をしなければならず、体を壊す保護者もいる現状があります。一人通学が難しく、支援が必要な生徒には、スクールバスの乗車を認めるなどの通学支援を行なってください。

○条件を全て満たせば自力通学が可能な児童については、選択できるようにしてください。

上記のスクールバスの配置をお願いしておりますが、条件を全て満たせば自力通学が可能な児童については、自力通学も選択できるようにしてください。ア. 高等部に所属している。イ. 通学に要する所用時間が適切で、本人の持てる力から見て途中に交通事故など安全上の問題がなく、適切に利用できる交通機関がある。あるいは、徒歩、自転車など交通機関を利用せずに安全に登校できる。ウ. 通学の途中で、他の乗客、他の生徒、一般の通行人などとの間などで問題が発生する可能性が非常に低い。などすべての条件を満たす場合、自力通学が選択できるようにしてください。

○通学バスの中で、生徒の状態を適切に把握し、必要な支援を行なうことができる添乗員の配置を要望します。

現在、通学バスの中における支援体制が十分とれないために、通学バスの中でトラブルが発生したり、そのために通学バスを利用できなくなるケースが見られる。児童、一人ひとりの力に応じた成長を図る意味でも、通学バスの中における支援は重要です。

団 体 名： 一般社団法人 日本自閉症協会

代表者名： 会長 市川 宏伸

担当者氏名：事務局長 大岡千恵子

連 絡 先：03-3545-3380 asi@autism.or.jp